事務規程様式(規程第13条関係)（細則第9条関係）

二級建築士木造建築士　失踪宣告届

下記の者は、　　　年　　　月　　　日失踪宣告を受けましたので、関係書類を添え

建築士法施行細則第9条第3項に基づき届け出ます。

年　　　月　　　日

山　口　県　知　事　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 届出義務者住所 |  |
| 届出義務者氏名 | ㊞ |
| 本人との続柄 |  |

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふ　り　が　な  1　氏　　　名 | |  |
| 2　生年月日(和暦) | | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 3　性　　　別 | |  |
| 4　登録番号 | | 二級建築士木造建築士　第　　　　　　　　　　号 |
| 5　登録年月日(和暦) | | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 6 | 免許証又は免許証明書を  返納しない場合はその理由 |  |

連絡可能な日中のご連絡先

添付書類　1　二級(木造)建築士免許証又は二級(木造)建築士免許証明書

　　　　　2　住民票(除票)の写し原本

注　　意　免許証等を失ったため返納できない場合、その後発見したときは、直ちに山口県建築士会へ返納すること。

申請者の氏名を自著したときは、押印することを要しない。